

用語の解説

1 業態分類（小売業のみ）

業態分類の定義は別表1の「業態分類表」のとおりです。

なお、統計表第A2表では、「業態分類表」中の「1百貨店」と「2総合スーパー」を合算し、「百貨店・総合スーパー」としています。

2 商品仕入先別構成比（法人のみ）

商品仕入先別構成比の算出に当たっては、便宜上、「年間商品販売額」の合計に「年間商品仕入額の仕入先別割合」を乗じています。仕入先については次のとおりです。

- (1)「本支店間移動」…自企業内の本支店間、支店相互間又は自企業の他の場所にある工場などから帳簿上、商品の振替えを行った場合。
- (2)「自店内製造」…事業所が小売販売するためにその場所で商品を製造した場合。
- (3)「生産業者」
 - ア 親会社
自社の議決権の50%を超えて直接所有する会社（生産業者）から商品を直接仕入れた場合。
（50%以下であっても、自社を子会社とする連結財務諸表を作成している場合は、当該連結財務諸表において、自社の直近上位に位置する会社も含む。）
 - イ その他の生産業者
上記アを除く生産業者から商品を直接仕入れた場合。
- (4)「卸売業者・その他」…他企業の卸売業者、小売業者から仕入れた場合及び生産業者直営の支店、営業所などの販売事業所から仕入れた場合。
- (5)「国外（直接輸入）」…自社（自分）名義で通関手続を行って国外から商品を直接仕入れた場合。

3 商品販売先別構成比（法人のみ）

商品販売先別構成比は、「年間商品販売額」のうち卸売販売額のみ金額に「年間商品販売額のうち卸売販売額の販売先別割合」を乗じて算出しています。販売先については次のとおりです。

- (1)「本支店間移動」…自企業内の本支店間、支店相互間又は自企業の他の場所にある工場などに帳簿上、商品の振替えを行った場合。
- (2)「卸売業者」…他の卸売業者に商品を卸売した場合。
- (3)「小売業者」…小売業者に商品を卸売した場合。
- (4)「産業用使用者・その他」…産業用使用者（建設業、製造業、運輸業、飲食店、宿泊業、病院、学校、官公庁など）に、業務用として商品を卸売した場合。
- (5)「国外（直接輸出）」…自社（自分）名義で通関手続を行って国外へ商品を直接輸出した場合。

4 流通段階、流通経路（卸売業の法人のみ）

流通段階と流通経路の関係は別表2の「流通段階と流通経路の関係」のとおりです。なお、流通経路の格付けは、「年間商品仕入額の仕入先別割合」及び「年間商品販売額のうち卸売販売額の販売先別割合」の中で、その最も大きい構成比の仕入先及び販売先によって決定します。

なお、代理商、仲立業に格付けされた事業所のうち年間商品販売額のない事業所は除いて集計しています。

5 大規模小売店舗（小売業のみ）

大規模小売店舗立地法で定める店舗面積（小売業を行うための店舗に供される床面積）が、1,000㎡を超える店舗で届け出のあったものを指します。

また、大規模小売店舗内に立地する商業事業所（小売）を大規模小売店舗内事業所といいます。

「業態分類表」

| 区分 | セルフ方式(注1) | 取扱商品等(注2) | 売場面積 | 営業時間 | 備考 |
|-----------------------|-----------|---|--------------------------------|--------|---|
| 1. 百貨店 | × | 産業分類「561百貨店,総合スーパー」に格付けされた事業所 | 3000㎡以上(都の特別区及び政令指定都市は6000㎡以上) | | 産業分類「561百貨店,総合スーパー」とは、衣、食、他(=住)にわたる各種商品を小売し、そのいずれも小売販売額の10%以上70%未満の範囲内にある事業所で、従業員が50人以上の事業所をいう。 |
| (1) 大型百貨店 | | | 3000㎡未満(都の特別区及び政令指定都市は6000㎡未満) | | |
| (2) その他の百貨店 | | | | | |
| 2. 総合スーパー | ○ | | 3000㎡以上(都の特別区及び政令指定都市は6000㎡以上) | | |
| (1) 大型総合スーパー | | | 3000㎡未満(都の特別区及び政令指定都市は6000㎡未満) | | |
| (2) 中型総合スーパー | | | | | |
| 3. 専門スーパー | ○ | 衣が70%以上 食が70%以上 住が70%以上 住関連スーパーのうち「60211 金物」+「60221 荒物」+「60421 種・種苗」が0%を超え70%未満 | 250㎡以上 | | |
| (1) 衣料品スーパー | | | | | |
| (2) 食料品スーパー | | | | | |
| (3) 住関連スーパー | | | | | |
| うちホームセンター(注4) | | | | | |
| 4. コンビニエンスストア | ○ | 飲食料品を扱っていること | 30㎡以上250㎡未満 | 14時間以上 | 「飲食料品」とは、商品分類番号の上位2桁が58のものをいう。産業分類「5891 コンビニエンスストア(飲食料品を中心とするものに限る)」以外も含む。 |
| うち終日営業店 | | | | 終日営業 | |
| 5. 広義ドラッグストア | ○ | 以下のいずれかに該当する事業所 ・産業分類「6031ドラッグストア」に格付けされた事業所 ・「603 医薬品・化粧品」を小売販売額全体の25%以上取扱い、かつ、「60321 一般医薬品」を扱っている事業所 産業分類「6031ドラッグストア」に格付けされた事業所 | | | 産業分類「6031ドラッグストア」とは、産業分類「603医薬品・化粧品小売業」に格付けされた事業所のうち、セルフサービス方式を採用しており、「60321 一般用医薬品」を扱っている事業所をいう。 |
| うちドラッグストア | | | | | |
| 6. その他のスーパー | ○ | 2、3、4、5以外のセルフ店 | | | |
| うち各種商品取扱店(注3) | | | | | |
| 7. 専門店 | × | 571,572,573,574,5791,5792,5793,5799のいずれかが90%以上 582,583,584,585,586,5892,5893,5894,5895,5896,5897,5898,5899のいずれかが90%以上 5911,5912,5913,5914,592,593,601,602,6032,6033,6034,604,605,606,607,6081,6082,6092,6093,6094,6095,6096,6097,6098,6099のいずれかが90%以上 | | | |
| (1) 衣料品専門店 | | | | | |
| (2) 食料品専門店 | | | | | |
| (3) 住関連専門店 | | | | | |
| 8. 家電大型専門店 | × | 産業分類「5931機械器具小売業」又は「5932電気事務機械器具小売業」に格付けされた事業所 | 500㎡以上 | | |
| 9. 中心店 | × | 衣が50%以上(1、7、8、11に該当する小売店を除く) 食が50%以上(1、7、8、11に該当する小売店を除く) 住が50%以上(1、7、8、11に該当する小売店を除く) | | | |
| (1) 衣料品中心店 | | | | | |
| (2) 食料品中心店 | | | | | |
| (3) 住関連中心店 | | | | | |
| 10. その他の小売店 | × | 1、7、8、9、11以外の非セルフ店 | | | |
| うち各種商品取扱店(注3) | | | | | |
| 11. 無店舗販売(注5) | × | 訪問販売+通信・カタログ販売+インターネット販売+自動販売機による販売が100% | 0㎡ | | |
| うち通信・カタログ販売、インターネット販売 | | 無店舗販売のうち、通信・カタログ販売+インターネット販売が80%以上 | | | |

(注1) 「セルフ方式」とは、売場面積の50%以上について、セルフサービス方式を採用している事業所をいう。

(注2) 「取扱商品等」欄の3桁及び4桁の番号は、商品分類番号である。また、「衣」、「食」、「住」とは、商品分類番号の上位2桁で衣(57)、食(58)、住(59、60)に分類して集計したものをいう。

(注3) 「各種商品取扱店」とは、「569その他の各種商品小売業」に格付けされ、かつ、コンビニエンスストア及び広義のドラッグストアの定義に該当しない事業所であって、「6. その他のスーパー」はセルフサービス方式を採用している事業所、「10. その他の小売店」はセルフサービス方式を採用していない事業所をいう。

(注4) 業態分類「うちホームセンター」に分類される条件と、産業分類「6091ホームセンター」に格付けられる条件(以下に該当する事業所)は同一ではない。
・セルフサービス方式を採用し、売場面積500㎡以上で、商品分類「60211金物」、「60221荒物」及び「60421苗・種子」のいずれかを扱っている事業所

(注5) 産業分類「61無店舗小売業」とは、販売形態のうち店頭販売の割合が0%及び売場面積が0㎡の事業所をいい、業態分類「11. 無店舗販売」の事業所数等とは一致しない。

流通段階と流通経路の関係

| 流 通 段 階 | | 流 通 経 路 | | |
|------------------|-------------------------------|--------------------------------|---|-------------------------------|
| | | 仕 入 先 | 販 売 先 | |
| 第1次卸 | 直取引卸 | 他部門直取引卸 取引先が他の産業 である直取引卸 | 生産業者から仕入れ———産業用使用者へ販売 | |
| | | | 生産業者から仕入れ———国外へ販売 | |
| | 小売直取引卸 取引先が小売業者 である直取引卸 | 生産業者から仕入れ———小売業者へ販売 | | |
| | | 国外から仕入れ———小売業者へ販売 | | |
| 元卸 | | 生産業者から仕入れ———卸売業者へ販売 | | |
| | | 国外から仕入れ———卸売業者へ販売 | | |
| 第2次卸 | 中間卸 | | 卸売業者から仕入れ———卸売業者へ販売 | |
| | | | 卸売業者から仕入れ———産業用使用者へ販売 | |
| | 最終卸 | | 卸売業者から仕入れ———国外へ販売 | |
| | | | 卸売業者から仕入れ———小売業者へ販売 | |
| その他の卸 | 販売先が 同一企業内である卸 | | 生産業者から仕入れ———同一企業内の本支店へ販売 | |
| | | | 生産業者のうち 親会社から仕入れ———同一企業内の本支店へ販売 | |
| | | | 生産業者のうち その他の生産業者 から仕入れ———同一企業内の本支店へ販売 | |
| | | | 卸売業者から仕入れ———同一企業内の本支店へ販売 | |
| | | | 国外から仕入れ———同一企業内の本支店へ販売 | |
| | 仕入先が 同一企業内である卸 | | | 同一企業内の本支店から仕入れ———同一企業内の本支店へ販売 |
| | | | | 同一企業内の本支店から仕入れ———卸売業者へ販売 |
| | | | | 同一企業内の本支店から仕入れ———小売業者へ販売 |
| | | | | 同一企業内の本支店から仕入れ———産業用使用者へ販売 |
| | | | | 同一企業内の本支店から仕入れ———国外へ販売 |
| 自店内製造品を 販売する卸 | | | 自店内製造から仕入れ———同一企業内の本支店へ販売 | |
| | | | 自店内製造から仕入れ———卸売業者へ販売 | |
| | | | 自店内製造から仕入れ———小売業者へ販売 | |
| | | | 自店内製造から仕入れ———産業用使用者へ販売 | |
| | | | 自店内製造から仕入れ———国外へ販売 | |